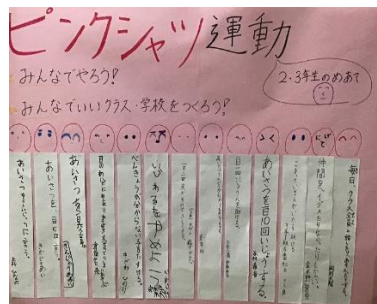


11月は「三重県いじめ防止強化月間」です

三重県では、児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう「三重県いじめ防止条例」を施行しています。いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月と11月を「いじめ防止強化月間」としています。

11月は、市内小・中学校でも学級会の話し合い、児童会や生徒会による取り組み、ピンクシャツ運動（いじめ撲滅の世界的な取り組み）など、「いじめ絶対反対」の運動が行われます。



保護者のみなさまへ

～いじめの撲滅に向けた取組を進めます～

学校の取組だけでは、いじめをなくすことはできません。いじめは、大人から見えないところで起きます。いじめをなくすためには、保護者・家庭や地域のみなさんの力がとても重要になってきます。いじめの撲滅・未然防止及び早期発見・早期対応に向けて、みんなで協力して取り組んでいかなければならないと考えます。そのための一歩として、学校では、4月に引き続き、11月のいじめ防止強化月間を設定します。みなさんのできることをそれぞれの立場、役割で実践していただき、子どもの安心・安全な場づくりの協力をよろしくお願いします。

～保護者・家庭で子どもに伝えてほしいこと～

- 人に嫌な思いをさせない、傷つける行為はしない
- いじめをすることは卑劣・卑怯な行動であり、人権侵害行為であることを理解させる
- いじめは絶対にしないこと
(いじめを絶対に許さない姿勢の育成)
- いじめ行為をみかけたら必ず止める(正しい行動をとれるようになる)

～保護者・家庭で意識してほしいこと～

- 子どもとの会話を大切にする
(いじめていないか、いじめられていないか)
- 子どもたちが発するサインをキャッチする
- 子どもが助けを求めやすい環境づくり
- 子どもの自尊感情を高める日常の言葉かけ
- 親子で共感できる活動
(家族で話す時間や一緒に活動する時間を増やす)

「いじめ早期発見のための気づきリスト（保護者用）」について

裏面に三重県教育委員会作成の「いじめ早期発見のための気づきリスト（保護者用）」を掲載します。お子さんの変化を具体的に把握するために使用したり、月曜日など休み明け前後に使用してお子さんの変化を把握したりするなどして活用できます。また、お子さんの様子で気になることがあれば、学校にもご相談ください。

問合先 教育委員会事務局学校教育課教育研究グループ